

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(前略)</p> <p>(工学研究科)</p> <p>第9条 工学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>社会基盤工学専攻 応用力学講座、資源工学講座、構造工学講座、水工学講座、地盤力学講座、空間情報学講座、都市基盤設計学講座</p> <p>都市社会工学専攻 都市社会計画学講座、交通マネジメント工学講座、地震ライフライン工学講座、構造物マネジメント工学講座、河川流域マネジメント工学講座、ジオマネジメント工学講座、都市基盤システム工学講座、<u>地殻環境工学講座</u></p> <p>都市環境工学専攻 環境デザイン工学講座、環境システム工学講座、環境衛生学講座</p> <p>建築学専攻 建築保全再生学講座、人間生活環境学講座、建築史学講座、建築構法学講座、建築環境計画学講座、建築設計学講座、建築構造学講座、建築生産工学講座、都市空間工学講座、居住空間学講座、環境材料学講座、環境構成学講座</p> <p>機械理工学専攻 機械システム創成学講座、生産システム工学講座、機械材料力学講座、流体理工学講座、物性工学講座、機械力学講座、バイオエンジニアリング講座</p> <p>マイクロエンジニアリング専攻 構造材料強度学講座、ナノシステム創成工学講座、ナノサイエンス講座、マイクロシステム創成講座</p> <p>航空宇宙工学専攻 航空宇宙力学講座、航空宇宙基礎工学講座、航空宇宙システム工学講座</p> <p>原子核工学専攻 量子ビーム科学講座、量子物質工学講座、核エネルギー工学講座</p> <p>材料工学専攻 材料設計工学講座、材料プロセス工学講座、先端材料物性学講座、材料物性学講座、先端材料機能学講座、材料機能学講座</p> <p>電気工学専攻 先端電気システム論講座、システム基礎論講座、生体医工学講座、電磁工学講座</p> <p>電子工学専攻 集積機能工学講座、電子物理工学講座、電子物性工学講座、量子機能工学講座</p> <p>材料化学専攻 機能材料設計学講座、無機材料化学講座、有機材料化学講座、高分子材料化学講座、ナノマテリアル講座</p> <p>物質エネルギー化学専攻 エネルギー変換化学講座、基礎エネルギー化学講座、基礎物質化学講座、触媒科学講座</p> <p>分子工学専攻 生体分子機能化学講座、分子理論化学講座、量子機能化学講座、応用反応化学講座</p> <p>高分子化学専攻 先端機能高分子講座、高分子合成講座、高分子物性講座</p> | <p>(工学研究科)</p> <p>第9条 工学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>} (同左)</p> <p>都市社会工学専攻 都市社会計画学講座、交通マネジメント工学講座、地震ライフライン工学講座、構造物マネジメント工学講座、河川流域マネジメント工学講座、ジオマネジメント工学講座、都市基盤システム工学講座、<u>地球資源学講座</u></p> <p>} (同左)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>合成・生物化学専攻 有機設計学講座、合成化学講座、生物化学講座</p> <p>化学工学専攻 環境プロセス工学講座、化学工学基礎講座、化学システム工学講座</p> <p>(中 略)</p> <p>(情報学研究科)</p> <p>第14条 情報学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>知能情報学専攻 脳認知科学講座、認知システム講座、知能メディア講座</p> <p>社会情報学専攻 社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情報学講座</p> <p><u>複雑系科学専攻</u> 応用解析学講座、非線形物理学講座、応用数理学講座</p> <p>数理工学専攻 応用数学講座、システム数理講座、数理物理学講座</p> <p>システム科学専攻 人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論講座</p> <p>通信情報システム専攻 コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システム工学講座</p> <p>(中 略)</p> <p>(医学部)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 医学部に人間健康科学科を置き、同学科に次表左欄に掲げる<u>専攻</u>を、<u>当該専攻</u>にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p><u>看護学専攻</u> 臨床看護学講座、家族看護学講座、地域・老年看護学講座</p> <p><u>検査技術科学専攻</u> 基礎生体病態情報解析学講座、臨床生体病態情報解析学講座、情報理工医学講座</p> <p><u>理学療法学専攻</u> 運動機能開発学講座、健康運動機能学講座</p> <p><u>作業療法学専攻</u> 作業機能開発学講座、作業機能適応学講座</p> <p>(後 略)</p> | <p>(同 左)</p> <p>(情報学研究科)</p> <p>第14条 情報学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>(同 左)</p> <p><u>先端数理科学専攻</u> 応用解析学講座、非線形物理学講座、応用数理学講座</p> <p>(同 左)</p> <p>(医学部)</p> <p>第23条 (同 左)</p> <p>2 医学部に人間健康科学科を置き、同学科に次表左欄に掲げる<u>コース</u>を、<u>当該コース</u>にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p><u>先端看護科学コース</u> 基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族看護学講座、地域看護学講座</p> <p><u>先端リハビリテーション科学コース</u> 理学療法学講座、作業療法学講座</p> <p><u>総合医療科学コース</u> 生命・基礎医科学講座、臨床医科学講座、医療理工科学講座</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 医学部人間健康科学科看護学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻及び作業療法学専攻は、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、平成28年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</p> |